（帰還・移住等環境整備事業計画の作成等の提案）

第十九条　法第三十三条の二第一項の規定により帰還・移住等環境整備事業計画の作成又は変更の提案を行おうとする帰還・移住等環境整備推進法人は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に帰還・移住等環境整備事業計画の素案を添えて、避難指示・解除区域市町村の長に提出しなければならない。

（帰還・移住等環境整備交付金の配分計画の作成）

第二十条　内閣総理大臣は、避難指示・解除区域市町村等（法第三十四条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村等をいう。以下同じ。）から、同項の規定により帰還・移住等環境整備事業計画の提出を受けた場合は、帰還・移住等環境整備交付金（同条第三項に規定する帰還・移住等環境整備交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により同項に規定する帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣と協議するものとする。

（帰還・移住等環境整備交付金の交付の方法等）

第二十一条　帰還・移住等環境整備交付金の交付の事務は、帰還・移住等環境整備交付金事業等（法第三十四条第一項に規定する帰還・移住等環境整備交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。第三十条第一項において同じ。）（次項及び第三項において「帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣」という。）が行う。

（帰還環境整備事業計画の作成等の提案）

第八条の二　法第三十三条の二第一項の規定により帰還環境整備事業計画の作成又は変更の提案を行おうとする帰還環境整備推進法人は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に帰還環境整備事業計画の素案を添えて、避難指示・解除区域市町村（法第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村をいう。）の長に提出しなければならない。

（帰還環境整備交付金の配分計画の作成）

第九条　内閣総理大臣は、避難指示・解除区域市町村等（法第三十四条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村等をいう。以下同じ。）から、同項の規定により帰還環境整備事業計画の提出を受けた場合は、帰還環境整備交付金（法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により帰還環境整備交付金交付担当大臣（同項に規定する帰還環境整備交付金交付担当大臣をいう。次項において同じ。）が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、帰還環境整備交付金交付担当大臣と協議するものとする。

（帰還環境整備交付金の交付の方法等）

第十条　帰還環境整備交付金の交付の事務は、帰還環境整備交付金事業等（法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「帰還環境整備交付金交付担当大臣」という。）が行う。

2　避難指示・解除区域市町村等は、帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣に交付の申請書その他の帰還・移住等環境整備交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3　帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣は、避難指示・解除区域市町村等にそれぞれ帰還・移住等環境整備交付金を交付するものとする。

4　前条及び前三項に定めるもののほか、帰還・移住等環境整備交付金の交付の対象となる事業又は事務、帰還・移住等環境整備交付金の交付の手続、帰還・移住等環境整備交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

（帰還・移住等環境整備事業計画の実績に関する評価）

第二十二条　避難指示・解除区域市町村等は、法第三十四条第一項の規定により提出された帰還・移住等環境整備事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2　（略）

（法第三十六条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第二十三条　確認（法第三十六条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする個人事業者又は法人（以下この条において「申請者」という。）は、平成二十三年三月十一日における当該申請者の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

2　避難指示・解除区域市町村等は、帰還環境整備交付金交付担当大臣に交付の申請書その他の帰還環境整備交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3　帰還環境整備交付金交付担当大臣は、避難指示・解除区域市町村等にそれぞれ帰還環境整備交付金を交付するものとする。

4　前条及び前三項に定めるもののほか、帰還環境整備交付金の交付の対象となる事業又は事務、帰還環境整備交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

（帰還環境整備事業計画の実績に関する評価）

第十一条　避難指示・解除区域市町村等は、帰還環境整備事業計画（法第三十四条第一項の規定により提出されたものに限る。）の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2　（略）

（法第三十六条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第十二条　確認（法第三十六条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第三による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）